

県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

県営工業用水道料金徴収条例（昭和53年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(工業用水の料金の種別及び額) 第3条 [略] 2 工業用水の料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (1)～(3) [略] 3 ろ過料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (1)・(2) [略]	(工業用水の料金の種別及び額) 第3条 [略] 2 工業用水の料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。 (1)～(3) [略] 3 ろ過料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。 (1)・(2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- この条例の施行前から継続している工業用水の供給で、平成31年10月31日までに料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金の額については、なお従前の例による。